平成２１年（フ）第１２０号
新潟県燕市分水弥生町19番地　アヴァンサール103、住民票上の住所新潟市南区新飯田1115番地14
債務者　小山　　明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１２１号
新潟県燕市関崎171番地２、前住所新潟県燕市松橋９番地
債務者　大泉　公武
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第１３５９号
北九州市八幡西区別所町10番１―405号
債務者　黒澤　直樹
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３３１号
青森県弘前市大字城西２丁目13番地７　ユーコート城西105号
債務者　三国　一仁
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２１７号
宮城県石巻市飯野字中山205番地
債務者　及川　順市（旧姓久光）
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２１８号
宮城県石巻市貞山５丁目２番６号
債務者　千葉　政勝
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
宮城県石巻市築山４丁目７番62号
債務者　千葉　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第３０２号
神奈川県横須賀市浦上台４丁目２番９―402号
債務者　井島　清美
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３０６号
神奈川県横須賀市西逸見町１―４　鈴木アパート２階奥、住民票上の住所神奈川県横須賀市粟田１丁目41番８号
債務者　山田　秀男
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３０号
神奈川県横須賀市舟倉１丁目４番７号
債務者　砥上　千代
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３５号
神奈川県横須賀市浜見台２丁目６番13号
債務者　安西　直美（旧姓笠原）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第６３９４号
東京都板橋区成増２丁目36番24号　アゼリアⅡ104、申立時の住所大阪府吹田市南吹田５―37―23　スーパーサンハイム510号室
債務者　土門　弘和
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８３８号
大阪府寝屋川市香里北之町１番７号
債務者　竹本　茂一
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８５２号
大阪市阿倍野区昭和町１丁目13番21号　ゼウス昭和町301号
債務者　青木　義武
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８８７９号
大阪市西淀川区野里１―10―８―302号、住民票上の住所大阪市西淀川区姫島３丁目10番11号
債務者　中里　和明
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８９２２号
大阪市西淀川区御幣島２丁目11番12―1115号
債務者　別府　里香（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９１２４号
大阪市城東区今福西１丁目６番５号　アリエスかまくら102号
債務者　藤本由美子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部